

臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金の申請

支給対象となる可能性のある方には、8月中旬に申請書を郵送します。詳細は別紙折込チラシをご覧ください。

なお、子育て世帯臨時特例給付金の場合、公務員の方には直接各職場から申請書と児童手当(特例給付)受給状況証明書が配布されますので、申請期間をご確認の上、申請先へ郵送してください。

申請方法 郵送のみ
申請期間 3カ月間

申請先 「札幌中央郵便局留め」石狩市臨時福祉給付金等事務センター ※住所記載不要

問合せ 臨時給付金担当
☎72・3143



保険・年金

国民年金保険料の免除制度

経済的な理由などで一時的に保険料を納めることが困難な場合、申請により所得に応じて保険料の全額または一部が免除となる制度です。免除対象期間は申請月の2年1カ月前分から翌

年の6月分(申請日が1月から6月までの場合はその年の6月分)までの保険料です。

※申請者ご本人のほか、配偶者、世帯主の所得が一定額以上の場合は免除が認められないことがあります

▼免除が承認されたときの納付額と年金額への反映割合

	納付額(平成26年度の1カ月分)	年金額への反映割合*
全額免除	-	1/2
4分の3免除(4分の1納付)	3,810円	5/8
半額免除	7,630円	6/8
4分の1免除(4分の3納付)	11,440円	7/8
通常納付の場合(免除なし)	15,250円	1

※通常通り納付した場合を1とする

○承認を受けても全額免除以外の方は減額された保険料の納付が必要です

○免除の承認を受けた方が将来受ける年金額を満額に近づけるために、10年以内であれば免除された期間の保険料を納付することができず(追納制度)。ただし、保険料免除の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せされた

後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ

額での納付となります
問合せ 市民課 ☎72・3122

住民税非課税世帯の方には、申請により「限度額認定証」が交付されます。病院窓口で「限度額認定証」を提示することで定額以上支払う必要がなくなります。また入院したときは、医療費の自己負担以外の食事代なども、「限度額認定証」を病院窓口で提示することで減額されます。

なお、以前加入していた医療保険を含め、過去12カ月で「限度額認定証」が交付されていた期間の入院日数が90日を超えている場合で「区分Ⅱ」の認定を受けられた方は、入院時の食事代がさらに減額されます(1食210円→160円)。

問合せ 国民健康保険課
☎72・3125

北海道後期高齢者医療広域連合
☎011・290・5601



防災

定期普通救命講習会

心肺蘇生法や異物除去、訓練用AEDを用いた講習会です。

受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします。

対象 中学生以上の市民または市内勤務者

日時 8月17日(日)9時~12時
場所 石狩消防署警備課(花川北1-1)

持ち物 筆記用具
費用 無料

申込方法 事前に電話申込
※当日受付不可

問合せ 石狩消防署警備課
☎74・7024



市民協働

協働事業提案制度

子育て、環境保全、農林漁業や観光振興など、分野を問わず、市民団体などの皆さんが、市と一緒にまちをよくするための協働事業を募集しています。

対象 市内で活動する団体(NPO法人、町内会・自治会、ボランティア団体、企業など)

提案方法 提案書に必要事項を

記入し、窓口へ直接提出するか郵送・ファクスまたはメールで提出

申込期限 10月31日(金)

そのほか 募集要領は、企画課、各支所地域振興課のほか、市HPからも入手可

【募集する事業】

○フリーテーマ型：分野は問わず、団体の自由な発想や手法を生かした事業を募集します

○事業提示型：市が、市民と協働したい事業のイメージを提示しますので、そのイメージに市民のアイデアを加えた事業を募集します。本年度は、次の事業を募集します

・町内会による歩道等除雪事業

問合せ 企画課 ☎72・3161

縦覧・パブリックコメントの結果

【子ども・子育て支援新制度の基準について】

意見の募集期間 6月5日(木)~18日(水)

意見の提出状況 提出者29人、意見等の件数14件

意見の検討結果 採用0件、不採用5件、参考1件、その他8件

問合せ 子育て支援課
☎72・3631
こども家庭課 ☎72・3197

そのほか

競争入札参加資格 審査申請(追加登録)

市が発注する工事などの請負、委託、物品購入などの契約を希望する方は、あらかじめ申請書を提出し、資格審査を受ける必要があります。左記の日時で追加登録を受け付けます。

日時 8月18日(月)~22日(金)
13時~16時 ※郵送不可

場所 市役所(花川北6・1)

〔建設工事を希望する場合〕
① 基準日現在で許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること
② 国土交通大臣または都道府県知

事が行う経営事項審査を受けていること(総合評定値Pの申請・新基準による通知書が必要)

③ 基準日の直前2年度分の決算において希望する工種ごとに完成工事高があること

〔浄化槽工事を希望する場合〕

① 基準日現在で許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること

② 浄化槽法の規定に基づく登録または届け出があること

③ 浄化槽法の規定に基づく浄化槽設備士を常時雇用していること

〔浄化槽保守点検業務委託を希望する場合〕

① 浄化槽法の規定に基づく登録を受けていること

② 営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置いていること

確保するため、既存の入札参加資格者登録とは別に、建設業許可などの資格要件を緩和した登録制度です。

① 基準日現在で引き続き2年以上その事業を営んでいること

申込期間 平日10時~16時に契約課で随時受付(12時~13時、土・日・祝日、年末年始除く)

〔一般委託、物品の購入、印刷を希望する場合〕

基準日現在で引き続き2年以上その事業を営んでいること

※毎月20日までに受付した申請について、審査の結果翌月1日から資格名簿に登録します

資格有効期間 10月1日~平成27年3月31日

資格要件 競争入札参加登録をされた者以外で石狩市内に主たる事業所(本店)を有する法人または個人で、希望業種を履行するために必要な資格、許可を有するもの(建設業許可などの資格の有無は不問)

小規模修繕契約希望者 登録申請受付

施設などの簡易な修繕について、小規模事業者の受注機会を

登録業種 土木、建築、内装、設

備、塗装、ガラス関係ほか
資格の有効期限 平成27年5月31日

雇用・労働基本調査に ご協力を

毎年7月に、市内事業所の労働環境の実態と動向を把握し、今後の労働行政の施策を展開していくための基礎資料とするため、「雇用・労働基本調査」を実施しています。ご協力をお願いします。

対象 7月に事業所宛てに調査票を送付済み

回答期限 8月8日(金)

問合せ 商工労働観光課
☎72・3166

農業委員会委員選挙 結果(無投票)

次のとおり当選人が決定しました。
宮北義雄、石倉要、平野隆夫、須藤義春、赤山義孝、川上登成田和彦、袴田勝、笹森克春、西村尚司、三枝豊、木村武彦
※届出受理順、敬称略

問合せ 選挙管理委員会事務局
☎72・3146

厚田区の8月の行事

問合せ……厚田支所地域振興課 ☎78-2012

- 4日(月) 転倒予防教室(18日も)
厚田保健センター 9時45分~11時45分
- 6日(水) いきいきリハビリ虹の会
虹が原会館 10時30分~14時30分
- 7日(木) 脳の健康教室(21・28日も)
厚田保健センター 13時30分~15時30分
- 11日(月) 断酒会
厚田保健センター 18時30分~20時30分
- 20日(水) いきいきリハビリ望の会
望来コミセン(みなくる) 10時15分~14時15分
- 26日(火) いきいきリハビリ厚田
厚田保健センター 10時~14時
- 27日(水) 乳幼児歯科検診
厚田保健センター 10時~10時30分

浜益区の8月の行事

問合せ……浜益支所地域振興課 ☎79-2111

- 1日(金) 生きがいづくり学園「社会見学」
札幌方面 8時30分~
- 5日(火) 総合がん検診
対がん協会(札幌市) 8時30分~12時
- 6日(水) いきいき楽習(20・27日も)
浜益支所 13時30分~15時30分
- 7日(木) 悠々サロン(21日も)
浜益支所 13時~16時
- むつみクラブ転倒予防教室
柏木コミセン 10時~
- 8日(金) リハビリ教室(19日も)
浜益支所 10時30分~14時
- 21日(木) 黄金クラブ転倒予防教室
実田会館 10時~
- 22日(金) 健康づくり講座
浜益コミセン(きらり) 10時~13時
- 24日(日) 乳幼児健診
浜益コミセン(きらり) 9時30分~11時
- 26日(火) 川下高齢者クラブ転倒予防教室
川下コミセン 10時~
- 28日(木) 福寿会転倒予防教室
実田会館 10時~